

『最近3か年シリーズ 三級海技士（航海）800題 平成30年版』

本書で記載されている内容に誤りがありました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。（2020年9月現在）

【頁】 23 【箇所】 27/2 航海 解答4（一）（2）
【誤】 数式中の dL 41.6'
【正】 dL 47.6' ※ 以降の計算は正解。

【頁】 45 【箇所】 27/10 航海 解答3（三）（2）
【誤】 最強流速 明石海峡+1.6kn 浮標付近+1.6kn
【正】 明石海峡+4.1kn 浮標付近+3.3kn

【頁】 46 【箇所】 27/10 航海 解答4（一）8,9行目
【誤】 h (−)41° 7.8'
 318° 56.5'
【正】 h (−)41° 7.7'
 318° 52.3'

【頁】 47 【箇所】 27/10 航海 解答4（一）
【誤】 15行目 D.R.P. 48.1'
【正】 48.3'

【頁】 54 【箇所】 28/2 航海 解答4（一）
【誤】 下から7行目 1.1' N
【正】 0.9'

【頁】 55 【箇所】 28/2 航海 解答4（一）
【誤】 10行目 D.Long 42.4' W
【正】 42.4' E D.R.P.は 63° 12.4' E、T.P.63° 11.6' E

【頁】 68 【箇所】 28/7 航海 解答 3 (一) (1)

【誤】 頭標の形状：×形 1 個

灯質：単閃黄光 (周期は任意), 群閃黄光 (毎 20 秒に 5 閃光), モールス符号黄光
(A と U は除く。周期は任意)

【正】 頭標の形状：球形 1 個

灯質：①等明暗白光 (明間 2 秒, 暗間 2 秒)
②モールス符号白光 (毎 8 秒に A(・ー))
③長閃白光 (毎 10 秒に 1 長閃光)

【頁】 76 【箇所】 28/10 航海 解答 4 (一)

【誤】 9 行目以降 $d = 09^{\circ} 18.9' S$ $Ac = 48^{\circ} 13.2'$

【正】 $09^{\circ} 18.0' S$ $Ac = 48^{\circ} 12.8'$

【頁】 77 【箇所】 28/10 航海 解答 4 (一)

【誤】 9 行目以降 $d = 09^{\circ} 20.7' S$ $Ac = 76^{\circ} 55.7'$ $I 1.6' Nly$

【正】 $09^{\circ} 21.0' S$ $Ac = 76^{\circ} 56.0'$ $I 1.3' Nly$
 $T.P. 22^{\circ} 23.7' S$

【頁】 88 【箇所】 29/4 航海 解答 3 (三)

【誤】 下から 3 行目以降 $m.p 21.7$

【正】 121.7 $M.D lat. -311.6$ $D.Long 4^{\circ} 21.5'$
到着経度 $147^{\circ} 44.5'$

【頁】 89 【箇所】 29/4 航海 解答 4 (一)

【誤】 13 行目以降 $d = 09^{\circ} 57.4' N$ 経度の計算はマイナス

【正】 $09^{\circ} 57.6' N$ 経度の計算はプラス

【頁】 90-91 【箇所】 29/4 航海 解答 4 (一)

【誤】 90p 下から 6 行目以降 $d = 10^{\circ} 00.7' N$

【正】 $d = 10^{\circ} 00.3' N$

以下 $Ac = 62^{\circ} 09.7'$ 、 $I = 1.8' N$ 、 $2.0' W$ 、 $T.P. 17^{\circ} 48.2' S$ $103^{\circ} 16.5' W$

【頁】 201 【箇所】 29/2 法規 解答 2 (一) (1)

【正】 次の3海域

① 東京湾（境界線：剣埼灯台～洲埼灯台を結んだ線以北の海域）

② 伊勢湾（境界線：石鏡灯台～大山三角点，立馬埼灯台～佐久島南端～羽豆岬を結んだ線の湾内の海域）

③ 瀬戸内海（境界線：紀伊日の御埼灯台～蒲生田岬灯台，佐田岬灯台～関埼灯台，関門港の東側の港界の内側の海域）（海上交通安全法第1条）

〈参考〉ただし，下記の海域は含まれない。

(ア) 港則法に基づく港の区域

(イ) 港則法に基づく港以外の港である港湾に係る港湾法に規定する港湾区域

(ウ) 漁港法により市町村長，都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内の海域

(エ) 陸岸に沿う海域の内，漁船以外の船舶が常時航行していない海域として政令で定める海域

以上